

京都市定期予防接種実施要領

令和4年4月1日決定

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

令和6年10月1日改正

令和7年4月1日改正

令和7年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、予防接種法及びこれに基づく命令並びに定期接種実施要領に定めるもののほか、予防接種法第5条第1項の規定に基づき本市が実施する定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 定期接種の対象者は、予防接種法第5条第1項の規定に基づく予防接種の対象者で本市に居住する者のうち、本市に住所を有するもの又は市長が特に必要があると認めるものとする。

(接種方式)

第3条 定期接種は、一般社団法人京都府医師会（以下「医師会」という。）との定期接種の実施に関する委託契約に基づき定期接種への協力を承諾した医師会加入の医療機関及び本市と定期接種の実施に関する委託契約を締結した医師会未加入の医療機関（以下「協力医療機関」という。）において、個別接種により実施する。

(実施期間)

第4条 定期接種の実施期間は、通年とする。ただし、高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の実施期間は、必要とする時期とする。

(周知方法)

第5条 定期接種の対象者又はその保護者に対する周知は、市民しんぶんその他の広報媒体を用いて実施する。

2 前項に定めるもののほか、ジフテリア及び破傷風（児童を対象としたものに限る。）、麻しん及び風しん（第2期に限る。）、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、高齢者肺炎球菌並びに高齢者帯状疱疹予防接種は、個別に対象者又はその保

護者に通知する。

(自己負担金)

第6条 A類疾病に係る定期接種は、自己負担金を徴収しない。

- 2 高齢者インフルエンザ予防接種は、1, 500円の自己負担金を協力医療機関において徴収する。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に該当する者の自己負担金は、同表の右欄に掲げるとおりとする（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者は、「生活保護受給証明書」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書」を協力医療機関に提出したときに限る。）。

対 象 者	自 己 負 担 金
75歳以上の者	1, 000円
生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者	徴収しない

- 3 高齢者肺炎球菌予防接種は、4, 000円の自己負担金を協力医療機関において徴収する。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に該当する者の自己負担金は、同表の右欄に掲げるとおりとする（市町村民税が課されていない者は、医療衛生企画課において発行する自己負担区分証明書を協力医療機関に提出したときに限る。生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者は、「生活保護受給証明書」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書」を協力医療機関に提出したときに限る。）。

対 象 者	自 己 負 担 金
市町村民税が課されていない者	2, 000円
生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者	徴収しない

- 4 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種は、7, 500円の自己負担金を協力医療機関において徴収する。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に該当する者の自己負担金は、同表の右欄に掲げるとおりとする（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者は、「生活保護受給証明書」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書」を協力医療機関に提出したときに限る。）。

対 象 者	自 己 負 担 金
75歳以上の者	5, 000円
生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者	徴収しない

- 5 高齢者带状疱疹予防接種は、生ワクチン（乾燥弱毒水痘生ワクチン「ビケン」）を接種する場合は4, 000円、不活化ワクチン（シングリックス）を接種する場合は1回の接種につき18, 000円の自己負担金を協力医療機関において徴収する。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に該当する者の自己負担金は、同表の右欄に掲げる

とおりとする（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者は、「生活保護受給証明書」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書」を協力医療機関に提出したときに限る。）。

対 象 者	自 己 負 担 金
生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者	徴収しない

（接種対象者の接種手続）

第7条 定期接種の対象者は、次に掲げる予診票及び予防接種券に必要事項を記入のうえ、接種を受けるものとする。

- (1) A類疾病に係る定期接種（日本脳炎第2期及び特例、ジフテリア及び破傷風第2期、ヒトパピローマウイルス感染症並びに風しん第5期を除く。） 母子健康手帳別冊「予防接種と子どもの健康」予診票綴にとじられているもの（予診票綴を紛失した者又は転入者にあつては、本市が作成し協力医療機関に備え付けているもの）
- (2) 前号に掲げる予防接種以外の定期接種 対象者に個別に配布したもの又は本市が作成し協力医療機関に備え付けているもの

2 A類疾病に係る定期接種（風しん第5期を除く。）を受けようとする者又はその保護者は、母子健康手帳を協力医療機関に提示するものとする。

（補則）

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（関係要領の廃止）

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 京都市定期予防接種（個別接種）実施要領
- (2) 京都市インフルエンザ予防接種個別接種実施要領
- (3) 京都市高齢者肺炎球菌予防接種個別接種実施要領

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。